



お知らせ コーナー

「戦没者遺児による慰霊友好 親善事業」参加者募集

日本遺族会では先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象に、父などが戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的に、厚生労働省からの補助を受け「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」を実施し、その参加者を募集しています。

費用は、参加費として10万円となっています。

○実施地域

西部ニューギニア、トラック諸島、パラオ諸島、ボルネオ・マレー半島、マリアナ諸島、東部ニューギニア、ピスマーク諸島、ミャンマー・タイ、中国ほか全14地域

○特定地域

東部ニューギニア、西部ニューギニア、ミャンマー

※お問い合わせ先

日本遺族会事務局
Tel.. 03-3261-5521

「ご存じですか？」 勤労者福祉資金融資制度

この融資制度は、北海道が取扱金融機関の窓口を通じて、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、倒産、リストラなど事業主の都合により離職した方々に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を融資するものです。

金融機関は、申込みのあった都度審査を行い、北海道勤労者信用基金協会の保証審査を経たうえで、北海道の定める融資条件により資金の貸付けを行います。

詳しくは、北海道勤労者信用基金協会ホームページまたは北海道経済部地域経済局中小企業課へお問い合わせください。

※お問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課
Tel.. 011-204-5346



消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付について

個人事業者の方で、令和3年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません)が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

中間申告の方法と納付は、次のいずれかにより行うことができます。

○前年実績による中間申告

令和3年分の確定消費税額に応じて、「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付されますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

○仮決算に基づく中間申告

当期の業績が悪化しているような場合などには、「前年実績による中間申告」の方法に代えて、仮決算に基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※お問い合わせ先

函館税務署
Tel.. 0138-31-3171

インボイス制度説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。制度について知りたいという方は、説明会(無料)にぜひご参加ください。

説明会に関する情報は、札幌国税局ホームページの「税に関する情報」をご覧ください。

また、YouTube 国税庁動画チャンネルでは、インボイス制度説明会と同様の内容について、無料動画を公開しています。

※お問い合わせ先

函館税務署
Tel.. 0138-31-3171

